

## 協働の推進にかかる取組状況

### ・防府市参画及び協働の推進に関する条例(第4章:第16条～第19条)

#### (協働の推進)

第16条 市民等及び市長等は、それぞれの特性を理解し、相互に補完しながら協働を推進するものとする。  
2 市長等は、市民等の自主性及び自立性を尊重しながら、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

#### 【取組み状況等】

##### 協働推進員の配置

平成29年1月に各所属に1名以上の協働推進員を配置し、協働に関する庁内の体制整備を行った。

協働推進員は、各所属における協働の活用及び協働に関する情報の収集、共有を図ることで、市民等との協働を推進することを目的として設置するもの。

(選任状況 H31:53名、H30:55名、H29: 54名、H28: 52名)

- ・H31.2.5 協働推進員相互の情報交換及び連絡調整を図るため、協働推進員連絡調整会議を開催。  
(県民活動支援センター長による講話等)

#### (協働による事業の提案)

第17条 市長等は、市民等及び市長等が協働による事業を相互に提案するための制度を整備するものとする。

#### 【取組み状況等】

協働事業提案制度の創設。平成29年度から制度運用開始。

平成30年度実施事業:3件

- ・行政提案型1件(デートDV予防事業)
- ・市民提案型2件(地域への愛着を持った子どもを育てるための指導者育成事業)  
(野島活性化を目指す「非日常的な暮らし体験」事業)

平成30年度協働事業候補採択:1件

- ・市民提案型1件(野島の資源活用プロジェクト)※2年目

#### (参考)

協働事業提案制度説明会(H30.4.14開催)

協働事業提案制度公開プレゼンテーション(H30.9.21開催)

提案件数:1件

協働事業提案制度公開事業報告会(H31.4.20)

(人材の育成)

第18条 市長等は、市民等が協働について広く学ぶことのできる機会を設けることにより人材の育成に努めるものとする。

【取組み状況等】

(市民等への取組み)

○各種講座、交流会等の開催(防府市市民活動支援センターでの取組み)

- ・まちづくりボランティア養成講座 1回 19名  
市高齢福祉課や生活支援コーディネーターと連携して、高齢者の見守り活動など、地域で支えあうしくみをテーマに「ご近所で支えあう小さな困りごと」講座を実施。
- ・登録団体との連携講座 15回 参加者 延べ228名
- ・円卓会議 1回 36名 『『私が変わった！あのきっかけを語る』“折れない心のつくり方”』
- ・市民活動フェスタの開催(1日間) 協力団体12団体 来場者数約1,500名
- ・情報発信力アップセミナー 2回 延べ21名 「情報を伝えるセミナー」
- ・企画力、広報力アップセミナー 4回 延べ73名  
「ワードで魅せるチラシづくり」(3回継続開催)  
「『思い』を『企画』に変える方法 企画づくりの5ステップ」
- ・子育て座談会 2回 延べ20名
- ・異業種交流「“働きつつきたい”を実現する組織づくり」 1回 16名

(市長等への取組み)

○協働に関する職員研修

H30 2回 48名受講 ※働推進員対象

○ファシリテーター養成研修

H30 1回 44名受講 ※係長職員、市民活動団体、市民活動支援センター、社会福祉協議会、インターンシップ生

○協働の手引き作成

28年度に職員向けのものを作成し、全庁に共有。以降随時見直し。

(活動の支援)

第19条 市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体の活動の拠点となる施設等の整備に努めるものとする。

2 市長等は、市民等との協働を推進するための中間支援組織(市民等と市長等の間に立ち、中立的な立場で、それぞれの活動を支援する組織をいう。)の充実に努めるものとする。

【取組み状況等】

○防府市市民活動支援センター

平成15年11月に市民活動の促進のため設置し、平成21年度から指定管理者制度を導入。

防府市市民活動支援センターは、防府市地域協働支援センター(市民活動支援センター部門を含む)の指定管理を受けたNPO法人市民活動さぼーとねっと管理・運営を行なっている。

市民活動支援センターでは、市民活動団体に対し、施設等の利用(会議室、印刷機器等)、人材の養成支援及び活動に関する相談などを実施。